

●香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年8月28日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
丸亀病院	平成27年7月22日
白鳥病院	〃
中央病院	〃
県立病院課	平成27年7月27日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 床頭台等の設置料について、納入通知書を発行しておらず、徴収ができていなかった。
(中央病院)

(イ) 県が収受する公開講座参加費について、領収書の日付を誤って記載しているものがあった。
(県立病院課)

イ 手当について

(ア) 有害物等取扱手当について、従事していない日に誤って支給しているものがあった。
(白鳥病院)

(イ) 週休日の振替日に勤務した場合において、超過勤務処理を誤っているものがあった。
(県立病院課)

ウ 契約について

床頭台等の設置について、プロポーザル方式により業者を選定した後に仕様の一部を変更しており、設置料も減額変更していた。プロポーザル方式による公募に当たっては、あらかじめ十分に検討した上で仕様等を決定しておく必要がある。
(中央病院)

エ 財産について

(ア) 固定資産の更新を行ったとき、廃棄等をした旧資産の除却処理をしていないものがあった。
(丸亀病院)

(イ) 固定資産の廃棄について、病院長による決定ができていなかった。(丸亀病院)

(ウ) 行政財産の使用許可に係る管理諸経費について、対象となる物品の数量を誤って多く積算していたため、過大に徴収していた。(中央病院)

(エ) 固定資産である器械備品について、減価償却の処理が誤っているものがあつた。(中央病院)

(3) 検討指示事項

該当事項なし